

表1 人事異動に伴う提出書類

提出書類		異動区分	チェックリスト番号	資格取得・船員組合書	組合員転入届書	組合員異動報告書※1	組合員転出届書	組合員異動報告書	個人口座変更申告事項書	兼(組合員・被扶養者現況表※2)	被扶養者証等	年金加入期間等報告書	(所属所保管の履歴書(奥表を含まず)の履歴書)	年金手帳の写し又は年金手帳の写し	組合員基礎年金番号通知書の基礎年金番号の写し又は年金手帳の写し	職(兼)の負担金に関する入札の約証	介護保険第2号被保険者資格取得・喪失届書	住民票の写し	資格長期取得届書	資格喪失届書	人事異動通知書の写し	取被扶養者認定書	基礎年金番号通知書の写し	国民年金第3号被保険者(被扶養配偶者)	国民年金被保険者住所変更届(被扶養配偶者)	
新所属	採用	初めて公立学校等の正規職員となったとき	1	○								○	○	○	△							△	△	△		
		以前静岡県の公立学校等の正規職員であった者が退職し、再度、公立学校等の正規職員となったとき(再取得)	1	○									○	○	○	△							△	△	△	
		静岡県以外の公立学校等の正規職員であった者が、引き続き静岡県の公立学校等の正規職員となったとき	2-1				○(1)					○他支部分	○	○	○	△							△	△	△	
		他の地方公務員の共済組合員(地方職員、市町村職員、警察職員等)であった者が、引き続き公立学校共済組合員となったとき	2-2	○	○								○	○	○	△							△	△	△	
	所属の異動	所属	国立大学法人等(静岡大学附属小中学校等)の共済組合員であった者が、引き続き公立学校共済組合員となったとき	2-3	○	○							○	○	○	△							△	△	△	
			県費組合員から市町費組合員となったとき(派遣職員を除く)	3-1			○(1-2)			変更者のみ提出を受け保管する	※3					○										
			市町費組合員から県費組合員となったとき(派遣職員を除く)	3-2			○(1-2)				△※4	○														
			市町費組合員が、同一市町内で所属所を異動したとき(注:県費組合員は不要)	3-3			○(1-2)																			
	旧所属の処理	転出	市町費組合員が、異なる市町に所属所を異動したとき	3-4			○(1-2)									○										
			別異動種別	組合員種別の異動(継続長期組合員(放送大学学園の職員)→一般組合員)	4			○(1)							○						○	○				
職員番号			職員番号が変更されたとき(公立学校共済組合静岡支部の組合員である者が、在職中に静岡県・静岡市又は浜松市の採用試験を受け直したことに伴い、職員番号が変更されたとき)	5			○(1-2)					○														
退職			完全退職(定年退職・自己都合退職等)	6			○(1-2)					○														
旧所属の処理	転出	引き続き静岡県以外の公立学校等の正規職員となったとき	7-1			○(1-2)							○													
		引き続き他の地方公務員の共済組合員(地方職員、市町村職員、警察職員等)となったとき	7-2			○(1-2)	○				○			○												
		引き続き国立大学法人等(静岡大学附属小中学校等)の共済組合員となったとき	7-3			○(1-2)	○				○			○												
別異動種別	組合員種別の異動(一般組合員→継続長期組合員(放送大学学園の職員))	8			○(1-2)					○			○						○	○						
該当所属の処理	住所等	住所・氏名・個人口座を変更したとき	9						○		△														△	
		海外居住により国内に住所がなくなったとき又は帰国により国内に住所登録したとき(40歳以上の組合員及び40歳以上の被扶養者)	10															○	○							
職員の組合	別異動種別	組合員種別の異動(一般組合員⇄船員組合員)	11			○(1-2)					○															
		組合専従者となったとき又は組合専従者でなくなったとき(支部専従者は除く)	12			○(1-2)																				

凡例: ○・・・必須提出 △・・・該当者のみ提出

※1 「組合員異動報告書」の(1)～(1-2)は運営規則別紙様式の番号を表す。

※2 「組合員・被扶養者現況表」については、当分の間、「組合員短期原票兼組合員台帳」に代わるものとして使用する。

※3 平成19年度以降、県費組合員から市町費組合員に異動した場合は、組合員証番号を変更していないため、組合員証等の提出は不要である。

※4 (1) 平成19年度より前に県費組合員から市町費組合員に異動した後、平成19年度以降、再び県費組合員となった場合は、組合員証番号を変更するため、組合員証等の提出が必要である。

(2) 平成19年度以降に県費組合員から市町費組合員に異動した後、再び県費組合員となった場合、組合員証番号は変更しないため、組合員証等の提出は不要である。